

郵送による入札書類の提出等について

物品売扱一般競争入札（令和4年6月24日岐阜市公告第88号）における郵送により入札書類を提出する場合の扱いは、下記のとおりとする。

1 入札参加申込書類の提出について

公告書5において、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

別紙一般競争入札参加申込書提出要領に示す書類を角形2号封筒に入れ、一般書留郵便または簡易書留郵便により、令和4年7月14日（木）までに岐阜市役所市民生活部市民生活政策課に必着にて郵送すること。

(2) 注意事項

入札参加申込書類が(1)の期限までに到着しなかった場合、その責任は参加申込者に属するものとし、入札参加申込がなかったものとする。

2 入札書の提出について

公告書9において、入札書を郵送により提出する場合は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

入札書を下記(2)の要領で封書し、一般書留郵便または簡易書留郵便により、令和4年8月8日（月）までに岐阜市役所市民生活部市民生活政策課に必着にて郵送すること。

(2) 封書の方法

封筒の記載事項及び封書の方法については、次のアからエのとおりとし、別紙「封書の記載等について」を参照のこと。

なお、次のアからエによらない入札書は、無効となる場合があるので郵送する前に十分確認すること。

ア 封筒は、外封筒（郵送用）と内封筒（入札書封入用）の二重封筒とする。

イ 封筒に、必要事項を記載（外封筒には「入札書在中」と朱書き）する。

ウ 外封筒に以下の書類を入れること。

- ・内封筒（入札する案件ごとに作成）

※複数の物品の入札に参加する場合は、一つの外封筒にまとめて送付することができます。

- ・入札保証金の納入通知書兼領収証（金融機関の領収印のあるもの）

※入札終了後、郵送により返却します。

エ 外封筒を、一般書留郵便または簡易書留郵便により郵送すること。

(3) 再度入札について

郵送による入札書を提出した参加者は、開札をした結果、予定価格以上の価格での入札がない場合、再度の入札には参加することはできない。

(4) 同価格入札のくじ引きについて

落札者となるべき同価格の入札をした者（以下、「同価格入札者」という。）が2人以上あるときは、直ちに、当該同価格入札者にくじを引かせて落札者を決定するが、郵送により入札書を提出した参加者が当該同価格入札者になった場合、くじ引きは、当該入札事務に関係のない職員が行う。

(5) 注意事項

入札書が(1)の期限までに到着しなかった場合、その責任は参加申込者に属するものとし、入札を辞退したものとする。

また、入札書を提出した後の入札書の差し替え、変更、撤回は一切できない。

3 提出先

上記1及び2の書類の提出先は以下のとおり。

○郵送先

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

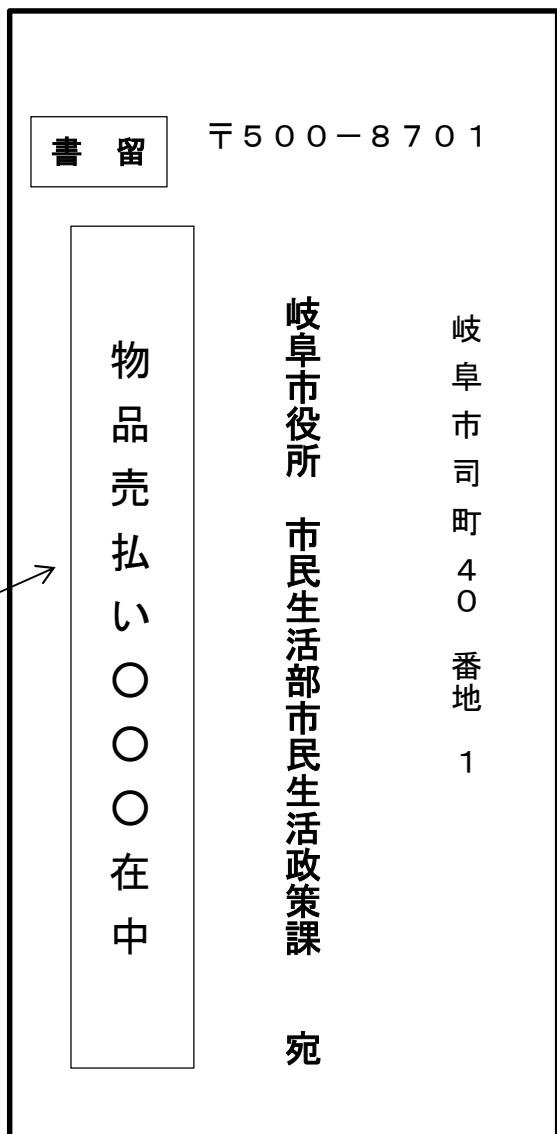
岐阜市役所 市民生活部市民生活政策課 宛

別紙

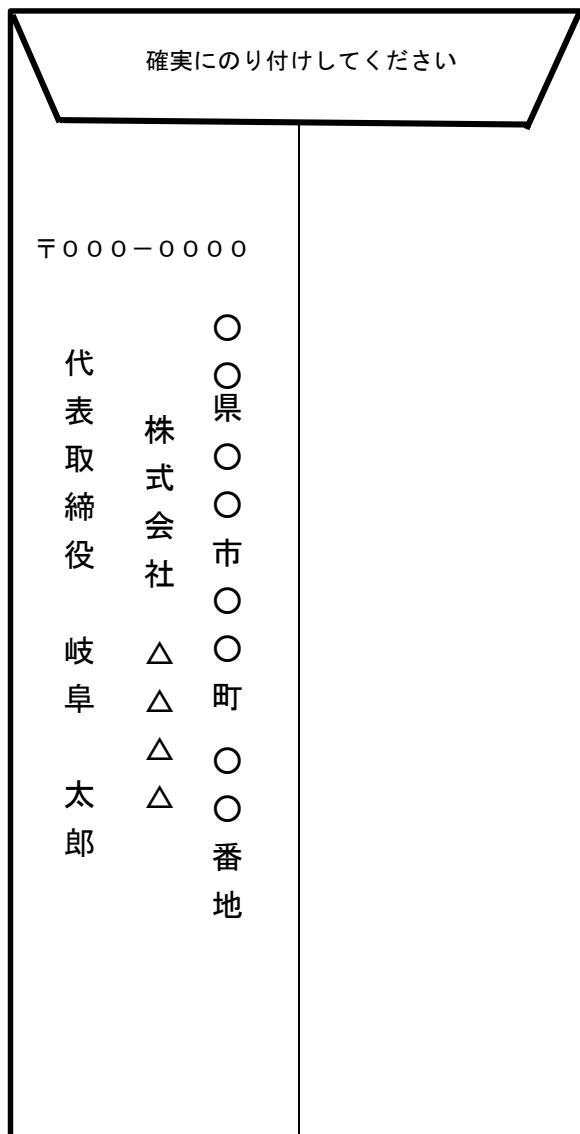
封書の記載等について

【外封筒 記載例】

表面



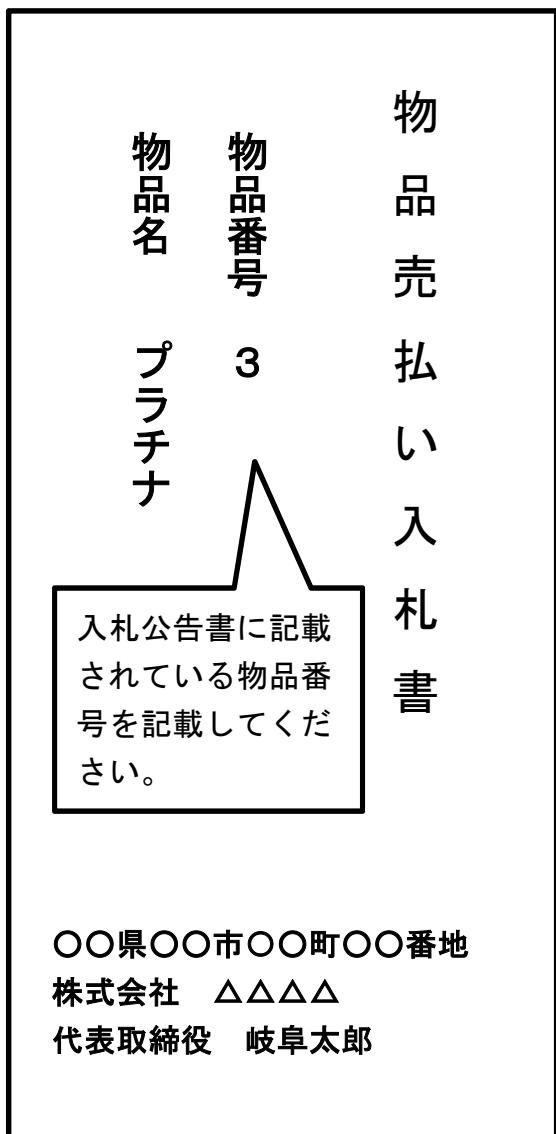
裏面



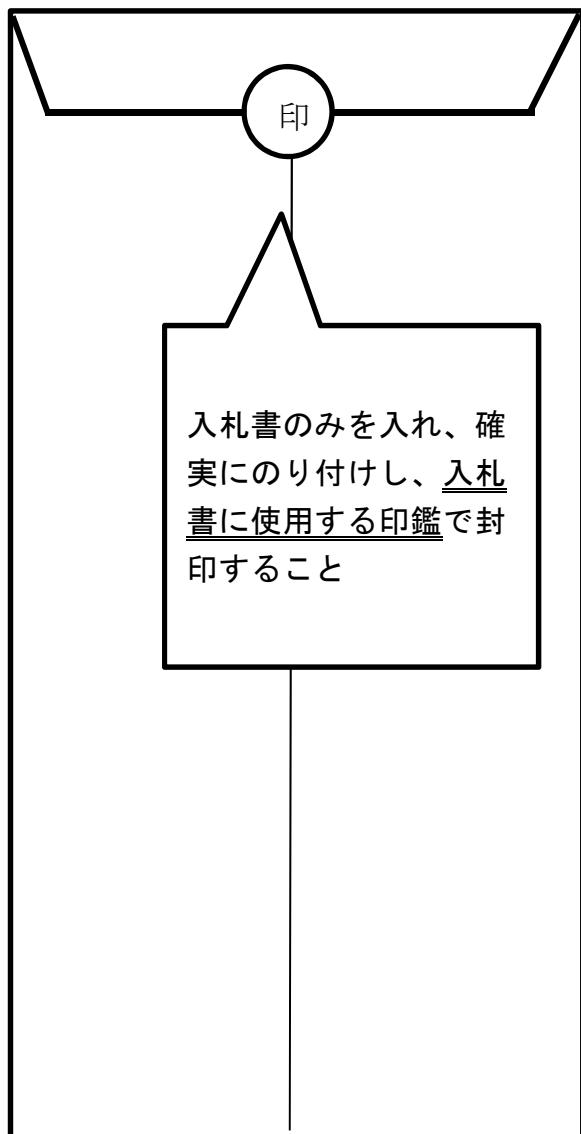
- ※ 1 同封する書類の名称（入札参加申込書、質問書、入札書）を記載すること
- ※ 入札書を郵送する場合は、入札書の入った内封筒を入れること
- ※ 会社名等は、ゴム印の押印でも構わない。
- ※ 縦書き、横書きは間わない。
- ※ 必要事項の記入がされていれば、どのような封筒でも構わない。

【内封筒 記載例】※入札書の提出の場合

表面



裏面



- ※ 内封筒には、入札書のみ入れること。
- ※ 会社名等は、ゴム印の押印でも構わない。
- ※ 縦書き、横書きは問わない。
- ※ 必要事項の記入がされていれば、どのような封筒でも構わない。